

記載例2 退職等の場合（残額を一括給与引できなかった場合）

受付印

給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

◎異動があった場合は、翌月10日までに必ず提出してください。

※「普通徴収」とは、異動後残税額を個人が直接納付する方法です。

1 年 11 月 6 日 熊本市長 宛		給与 (特別徴収義務者) 支払者	住所又は所在地 熊本市中央区手取本町1-1	指定番号 900-123-45
		氏名又は名称 〇〇株式会社		宛名番号 15
		個人番号又は法人番号 9 8 7 6 5 4 3 2 1 9 8 7 6		担当者 課 総務課 氏名 肥後 椿 電話 (096) 328-1111
給与所得者			(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額 (月分まで)
個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 2 3		円 57,000	円 10
フリガナ	クマモトハナコ			
氏名	熊本 花子 (旧姓)			
異動後の住所	福岡市博多区 5555			
			(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異動年月日 1・10・31
			円 32,900	
				異動の事由 ① 退職 2. 転勤 3. 転職 4. 休職 5. 長期欠勤 6. 死亡 7. その他
				異動後の未徴収 税額の徴収 1. 特別徴収継続 (給与差引継続) 2. 一括徴収 (残額一括給与引) 3. 普通徴収 (残額個人請求)
				1月1日から退職時までの 給与支払額(賞与を含む) 円 2,345,600
				控除社会保険料額 円 345,600
				退職手当の支払額 (支払予定額) 円
				勤続年数 年 月

税額通知書でお知らせしました
指定番号、宛名番号を記入して
ください。

該当する事由を○で囲んでくだ
さい。

7. その他に該当する場合は「普
通徴収を選択した理由」の4.そ
の他理由欄に理由を必ず記入し
てください。
(内容によっては切り替えできな
い場合があります。)

一括徴収 ◎退職日が1月1日から4月30日までの方については、本人からの申出がない場合でも必ず未徴収税額を一括徴収してください。

一括徴収	異動者印	一括徴収税額(ウ) 円	納付年月日 一括徴収した税額は 月分と合わせて 納入します 納入予定日 月 日
------	------	----------------	--

普通徴収を選択した理由
① 異動の日が6月1日から12月31日までの間で、一括徴収の希望がないため。 2. 異動の日が1月1日から4月30日までの間で、未徴収税額(上記(ウ)の額)を 超える給与、退職金などの支払いがないため。 3. 死亡による退職であるため。 4. その他、理由()

転勤 新しい勤務先へは月割額 円 月分 から納入するよう連絡済です。

転勤先 (特別徴収義務者)	フリガナ		郵便番号		特別徴収義務者 指定番号	-
	所在地					
	フリガナ				転勤先の 担当者	課
	名称				氏名	
					電話	() -

◎連絡事項・要望等がございましたらご記入ください。